

「三木市立学校における事故調査委員会の調査報告」を受けての改善策について

三市教育委員会

令和2年12月11日に三木市立三木特別支援学校で発生した事案について、原因究明等を委嘱した事故調査委員会において、現地調査や聞き取り調査を基に原因の考察及び同様事例の再発防止策の検討がなされ、令和4年5月2日に調査報告書として、教育委員会に提出があった。

教育委員会としては、今回の事案を重く受けとめ、指摘があった点について、医療的ケアの実施体制を強化するため、管理体制の見直し、医療的ケアに関する研修の充実、関係者による情報共有等を、以下のとおり改善していく。

1 教育委員会における改善策

(1) 安全な医療的ケアの実施体制の充実

三木市においては、各医療的ケア実施校において「医療的ケア実施要領」を作成し、医療的ケアを実施してきた。実施体制を充実するため、県教育委員会作成の「令和4年度兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン」を参考に、「三木市立学校医療的ケア実施体制ガイドライン（仮）」の作成に取り掛かっている。

また、医療関係者、学識経験者、教育関係者等で構成する「三木市立学校医療的ケア運営協議会」を新たに設置し、専門家の指導助言をいただきながら、学校における適切な医療的ケアの実施等に取り組んでいく。

さらに、各学校であったヒヤリ・ハット等の事例について他校と情報共有する仕組みを構築し、事故の未然防止につなげる。

(2) 医療的ケアに関する実践的な研修の受講体制の構築

学校看護員の医療的ケアに関する研修については、関係機関と連携し計画、実施する。

また、「三木市立学校医療的ケア運営協議会」において、医療的ケアに関して指導助言できる医師や看護師等を確保するとともに、臨床経験豊富な看護師等に学校看護員が医療的ケアについて日常的に相談できる仕組みづくりを検討する。

(3) 医療的ケア児の状況を共有する仕組みの構築

令和3年度より、下校後の預かり保育を所管している障害福祉課と連携して、学校看護員を対象とした連絡会を開催し、児童生徒がそれぞれに合った医療的ケアを継続して受けられるよう、学校看護員同士の情報交換の機会を確保している。今後も定

期的に行っていく。

併せて、各校において、医療的ケア児に関する病院や施設と連携し、学校や施設で同じ医療的ケアを実施していくよう、担任や養護教諭、学校看護員、施設の看護師が参加する連絡会を開催するよう指導する。

教育委員会は、医療的ケア実施校が設置している、学校管理職、医療的ケア児に関する職員、養護教諭、学校看護員で構成する「医療的ケア検討委員会」を「医療的ケア安全委員会」名で継続設置し、内容について指導するとともに、その状況について報告を受ける。

また、保護者や主治医と情報を共有し、当該児童生徒の現在の状態に合わせた、安全・安心な医療的ケアの実施に向けて個別マニュアルの見直しが図られているかを確認し、適切に指導助言を行う。

(4) 学校看護員の採用

学校看護員の採用にあたっては、具体的にどのような医療的ケアを行うかを伝え、これまでの病院勤務等の臨床経験を聴き取った上で採用している。

しかしながら、医療的ケア児への対応経験を有する看護師の応募が少ない状況にある。そのため子どもに限らず、同様の医療的ケア、その他必要な臨床経験を重視した上で、採用するとともに、近隣の大学や病院にも協力要請することを検討する。

(5) 特別支援学校教諭免許状を保持する教員の配置

医療的ケア実施校に対し、特別支援教育の専門的な視点から医療的ケア児の支援に当たることができるよう、特別支援学校教諭免許状を保持する教員を配置できるよう努めるとともに、特別支援学級を担任する教員が、特別支援学校教諭免許を取得できるよう、認定講習の受講を推奨する。

(6) 医療的ケアに関する第3号研修（基本研修）を受講する体制の構築

医療的ケア実施校においては、教職員が、当該児童生徒に必要な医療的ケア及び、学校における医療的ケアの教育的意義を理解するとともに、学校看護員との連携協力の下、医療的ケア児を含めた児童生徒等の健康と安全を確保できることが重要である。そのため、医療的ケアに係る基礎的な知識の習得に必要な研修に積極的に取り組むことを奨励するとともに、研修への参加体制構築に努める。

2 学校における改善策

(1) 「医師指示書」を遵守する仕組みの構築

医療的ケア実施校においては、主治医の指示書に基づき、個別マニュアルを作成し、「医療的ケア安全委員会」を継続設置する。個別マニュアルの作成に当たっては、保護者や主治医等の意見を参考に計画・作成するとともに、必要に応じて保護者や主治医に、当該児童生徒の学校での様子を伝え、保護者を通して、主治医と連絡を取り、「主治医の指示書」の更新を依頼する。

また、作成した個別マニュアルについては、保護者、学校看護員、担任、養護教諭及び学校管理職の全員が指示書との整合を含め、確認する機会の設定を徹底する。

(2) 医療的ケア児の状況を共有するための仕組みの構築

医療的ケア実施校においては、少なくとも学期に1回、さらに、当該児童生徒の状態の変化に合わせてその都度、「医療的ケア安全委員会」を開催し、保護者や主治医と情報を共有し、安全・安心な医療的ケアの実施に向けて個別マニュアルの見直しを図る。

また、「医療的ケア安全委員会」において、医師の指示書に基づいて医療的ケアが行われていることを、看護記録や学校保健日誌等の実施記録を基に、再確認する。

(3) 保護者への連絡方法の充実

担任は、保護者と日々所定の書式による連絡ノートを通じて情報共有を行っている。また、送迎される保護者とは、直接担任や学校看護員が話をするようにしている。

今後、従来の連絡ノートに加え、学校看護員が作成した看護記録を保護者へ渡し、連携を密に取る。

(4) 研修体制の充実

学校は、保護者と連携し、緊急時に必要な医療機器等の整備をしておくとともに、「医療的ケア安全委員会」において、主治医・保護者等と連携し、学校生活における緊急時を想定した対応方法を具体的に示した上で、緊急時の内容に応じて全教職員が理解を図るための研修の充実を図る。

(5) 緊急時を想定したシミュレーション訓練の実施

指揮系統、役割分担の明確化、急報を報告する際の注意点の再確認、応援体制の見直し、経過記録作成時の注意点の再確認等を行い、急報があった場合のシミュレーション訓練を年度当初はもとより、個別マニュアルの更新ごとに必要に応じて行い、危機管理を強化する。